

報告第1号

弘前市景観条例施行規則の一部改正等について

弘前市景観条例施行規則の一部改正（案）

景観計画の変更に合わせて、弘前市景観条例施行規則を一部改正します。（令和2年4月1日施行予定）

変更の内容

景観形成重点地区「大森勝山遺跡周辺地区」及び眺望景観保全地区「大森勝山遺跡からの眺めを保全する地区」における景観法に基づく届出規模を追加。

※内容は議案第1号で審議したもの。

【弘前市景観条例施行規則の一部改正】

（重点地区及び眺望地区における届出及び勧告の適用除外）

第5条

2 条例第8条第1項に定める眺望景観保全地区における条例第11条第2項の規則で定める行為は、次の各号に定める眺望景観保全地区の区分に応じ、当該各号に定める行為とする。

- （1）弘前城本丸及び城西大橋からの岩木山眺望景観保全地区 別表第4に定める行為
- （2）蓬萊橋からの五重塔眺望景観保全地区 別表第5に定める行為
- （3）大森勝山遺跡からの眺めを保全する地区 **別表第6に定める行為**

追加

弘前市景観条例施行規則の一部改正（案）

【弘前市景観条例施行規則の一部改正】

追加 届出不要となる規模
(お城周り地区と同規模)

別表6（第5条第2項関係）

行為	規模
1 法第16条第1項第1号に定める行為	(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転 当該建築物の高さが13メートル以下で、かつ、建築面積が1,000平方メートル以下のもの
	(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 当該建築物の高さが13メートル以下で、かつ、当該行為に係る部分の面積が1,000平方メートル以下のもの
2 法第16条第1項第2号に定める行為	ア 第2条第1号に掲げる工作物に係るもの 当該工作物の高さが5メートル以下で、かつ、築造面積が1,000平方メートル以下のもの。ただし、建築物に付設される場合の高さについては、当該工作物の高さが5メートル以下で、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13メートル以下のもの
	イ 第2条第2号から第13号までに掲げる工作物に係るもの 当該工作物の高さが10メートル以下で、かつ、築造面積が1,000平方メートル以下のもの。ただし、建築物に付設される場合の高さについては、当該工作物の高さが10メートル以下で、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13メートル以下のもの
	ウ 第2条第14号に掲げる工作物に係るもの 当該工作物の高さ（建築物に付設される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ）が20メートル以下で、かつ、築造面積が1,000平方メートル以下のもの
	ア 第2条第1号に掲げる工作物に係るもの 当該工作物の高さが5メートル以下で、かつ、当該行為に係る部分の面積が1,000平方メートル以下のもの。ただし、建築物に付設される場合の高さについては、当該工作物の高さが5メートル以下で、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13メートル以下のもの
	イ 第2条第2号から第13号までに掲げる工作物に係るもの 当該工作物の高さが10メートル以下で、かつ、当該行為に係る部分の面積が1,000平方メートル以下のもの。ただし、建築物に付設される場合の高さについては、当該工作物の高さが10メートル以下で、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13メートル以下のもの
	ウ 第2条第14号に掲げる工作物に係るもの 当該工作物の高さ（建築物に付設される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ）が20メートル以下で、かつ、当該行為に係る部分の面積が1,000平方メートル以下のもの
3 法第16条第1項第3号又は条例第10条第1項第1号若しくは第2号に定める行為	当該行為によって生ずる法面又は擁壁の高さが5メートル以下で、かつ、当該行為に係る土地の面積が、市街化区域（都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域をいう。）にあっては1,000平方メートル以下、市街化区域以外の区域にあっては3,000平方メートル以下のもの
4 条例第10条第1項第3号に定める行為	堆積する物件の高さが5メートル以下で、かつ、その用に供される土地の面積が1,000平方メートル以下のもの

- 備考
- 1 及び2の項に掲げる行為のうち増築又は改築にあっては、当該増築又は改築の後の高さ及び面積については、この表の規定を適用する。
 - 2 建築物の高さは、建築物の塔屋（階段室、昇降機塔、裝飾塔、物見塔、屋窓等をいう。）を含む高さを用いる。

様式の改正（例）

様式第4号（第6条第1項関係）

景観計画区域内行為事前協議書			
弘前市長 様		年 月 日	
届出者 住所		氏名 印	
		電話 ()	
弘前市景観条例第13条第1項の規定により関係書類を添えて協議します。			
行為の場所	弘前市大字		
行為の地域別	<input type="checkbox"/> 景観計画区域 <input type="checkbox"/> 景観形成重点地区 <input type="checkbox"/> お城周り地区、 <input type="checkbox"/> 大森勝山遺跡周辺地区 <input type="checkbox"/> 眺望景観保全地区 <input type="checkbox"/> 弘前城本丸と城西大橋からの岩木山の眺め <input type="checkbox"/> 蓮葉橋からの最勝院五重塔の眺め、 <input type="checkbox"/> 大森勝山遺跡からの眺め		
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	新築・増築・改築・移転・修繕・模様替・色彩変更 新設・増築・改築・移転・修繕・模様替・色彩変更 <input type="checkbox"/> 水面の埋立て又は干拓	
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日 年 月 日
設計者	住所 氏名 電話番号		
施工者	住所 氏名 電話番号		
※受付等欄			

- 備考
- 1 ※欄は、記入しないでください。
 - 2 法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。
 - 3 該当する□にレ印を付けてください。また、該当する内容に○印を付けてください。
 - 4 この届出書には、関係図書を添付してください。
 - 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長としてください。

(担当及び提出先：都市整備部都市計画課)

屋外広告物の禁止地域の追加（案）

景観計画の変更に合わせて、屋外広告物条例に基づく禁止地域を追加します。（令和2年4月1日施行予定）

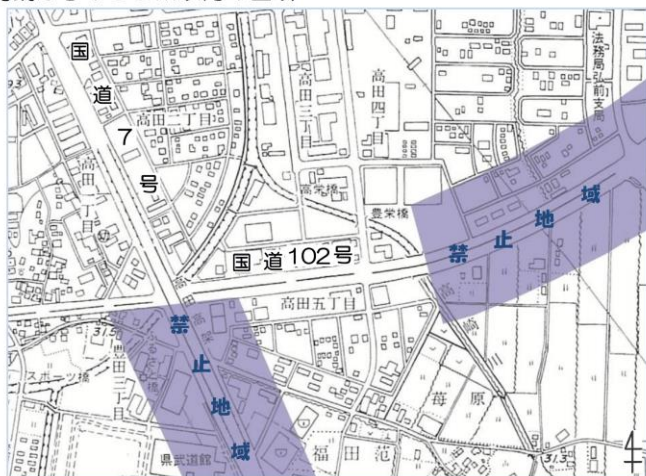
変更の内容

弘前市屋外広告物条例第5条第18号に規定する「良好な景観を形成し、又は風致を維持するために特に必要があるものとして市長が指定する地域又は場所」として、大森勝山遺跡周辺を指定（告示）

【現行の禁止区域】

禁止地域 屋外広告物を表示してはいけない地域

- 国道7号（県道弘前平賀線交点以南のみ）、国道102号（新豊橋以東のみ）、県道岩崎西目屋弘前線（都市計画区域外のみ）、東北自動車道とこれらの路肩端から100m以内の区域



- 都市計画法に基づく 第一種・第二種低層住居専用地域
- 仲町伝統的建造物群保存地区
- 重要文化財・県重宝・市文化財である建造物の周囲50m以内の区域
【例】誓願寺山門、石場家住宅、弘前教会、昇天教会、百石町展示館、太宰治まなびの家など
- 国・県・市指定の史跡、名勝
【例】津軽氏城跡（堀越城跡、弘前城跡（弘前城、長勝寺構、新寺構））など
- 津軽国定公園、岩木高原県立自然公園（都市計画区域を除く）
- 都市公園法に基づく 都市公園
- 官公署、学校、図書館、公民館、博物館、体育館、病院、公衆便所の敷地

追加（案）

景観形成重点地区（大森勝山遺跡周辺周辺）内及び当該地区に隣接する道路（主要地方道岩木山環状線及び市道大森大石線）の路肩幅から100m以内の区域



■■■■ 禁止地域 ■■■■ 景観形成重点地区